



## 附錄 市制及關係法令

四〇

ニ於テ該當事項アリト認ムルトキハ直ニ證明書ヲ交付スヘシ

選舉人正當ノ事由ニ因リ第一項ノ證明書ヲ提出スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ選舉長又ハ投票分會長ニ疏明スヘシ

**第二十五條** 選舉長又ハ投票分會長第二十三條及前條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ投票用紙及投票用封筒ノ交付ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テハ直ニ其ノ選舉ニ用フヘキ選舉人名簿又ハ其ノ抄本ニ對照シ當該選舉人カ第二十二條第一項ニ掲タル事由ノ一ニ因リ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ選舉會場又ハ投票分會場ニ到リ投票ヲ爲シ能ハスト認ムルトキハ投票用紙及投票用封筒ヲ直ニ選舉人ニ交付スヘシ

前項ノ場合ニ於テ第二十三條第二項ノ申立ヲ爲シタル選舉人ニ交付スル投票用紙ニハ點字投票ナル旨印ヲ押捺スヘシ

**第二十六條** 選舉人前條ノ規定ニ依リ投票用紙及投票用封筒ノ交付ヲ

受ケタルトキハ直ニ當該選舉長又ハ投票分會長ノ管理スル投票記載ノ場所ニ於テ自ラ投票用紙ニ被選舉人一人ノ氏名ヲ記載シ之ヲ投票用封筒ニ入レ封緘シ投票用封筒ノ表面ニ其ノ氏名ヲ記載シ直ニ之ヲ立會ハシムヘシ

**第二十七條** 選舉長又ハ投票分會長前條第一項ノ規定ニ依ル投票ヲ受領シタルトキハ投票用封筒ノ裏面ニ投票ノ年月日及場所ヲ記載シ前條第二項ノ規定ニ依ル立會人ト共ニ之ニ署名シ其ノ儘投票ヲ保管スヘシ前條第一項ノ規定ニ依ル投票ヲ受領シタルトキハ投票用封筒ノ裏面ニ投票ノ年月日及場所ヲ記載シ前條第二項ノ規定ニ依リ其ノ受理如何ヲ決定スヘシ

前項ノ規定ニ依リタルトキハ選舉會長又ハ投票分會長ニ於テ直ニ之ヲ新ニ選舉人ノ屬スル投票區域ノ選舉長ニ至リタル選舉人ノ投票ハ選舉會長又ハ投票分會長ニ於テ直ニ之ヲ新ニ選舉人ノ屬スル投票區域ノ選舉長又ハ投票分會長ニ送致スヘシ

**第二十八條ノ二** 第二十七條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ保管スル投票ハ選舉ノ當日投票函閉鎖前市制第二十五條ノ三又ハ町村制第二十二條ノ三ノ例ニ依リ其ノ受理如何ヲ決定スヘシ

前項ノ規定ニ依リタルトキハ選舉會長又ハ投票分會長ニ於テ直ニ之ヲ新ニ選舉人ノ屬スル投票區域ノ選舉長又ハ投票分會長ニ送致スヘシ

ヲ開披シ其ノ點字投票ナル旨ノ印ヲ押捺シタル投票用紙ヲ用ヒタル投票ニ付市制第二十五條ノ三又ハ町村制第二十二條ノ三ノ例ニ依リ其ノ拒否ヲ決定スヘシ

第一項ノ規定ニ依リ受理スヘシト决定セラレ且前項ノ規定ニ依ル拒否ノ決定ヲ受ケタル投票ハ選舉長又ハ投票分會長ニ於テ直ニ之ヲ投票函スヘシ投票分會ニ於テ更ニ之ヲノ投票用封筒ニ入レ假ニ封緘ヲ施シ其ノ投票分會ニ於テ第一項ノ規定ニ依ル不受セラレタル投票又ハ前項ノ規定ニ依ル拒否ノ決定ヲ受ケタル投票ハ投票分會長ニ於テ更ニ之ヲノ投票用封筒ニ入レ假ニ封緘ヲ施シ其ノ投票分會ニ於テ第一項ノ規定ニ依ル不受セラレタル投票又ハ前項ノ規定ニ依ル拒否ノ決定又ハ第二項ノ規定ニ依ル拒否ノ決定アリタル旨ヲ記載シテ之

項及第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ市制第二十五條ノ三第二項及第四項又ハ町村制第二十二條ノ三第二項及第四項ノ投票ト看做ス

**第二十八條ノ三** 選舉長又ハ投票分會長投票時間終了後第二十七條第二項ノ規定ニ依ル投票ノ送致ヲ受ケタルトキハ送致ニ用ヒラレタル封筒ヲ開披シ投票用封筒ノ裏面ニ受領ノ年月日時ヲ記載シ其ノ投票分會長ノ送致ヲ受ケタル投票ハ投票分會長之ヲ選舉長ニ送致スヘシ

**第四章 市會議員ノ選舉運動及其ノ費用並ニ公立學校等ノ設備ノ使用**

錄セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數千以上ナルトキハ八人（其ノ異動アリタル場合ト雖モ通シテ二十人）ヲ、千未滿ナルトキハ五人（其ノ異動アリタル場合ト雖モ通シテ十五人）ヲ超ユルコトヲ得選舉ノ一部無効ト爲リニ選舉ヲ行フ場合又ハ市制第二十二條第四項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フ場合ニ於テハ選舉委員ハ前項ノ規定ニ依ル定數ヲ超エサル範圍内ニ於テ府縣知事（東京府ニ於テハ警視總監）ノ定メタル數ヲ超ユルコトヲ得ス

**第三十條** 選舉運動ノ爲使用スル勞務者ハ議員候補者一人一日ニ付議員ノ定數ヲ告示スヘシ（昭和十年七月勅令第百七十五號本條改正）

選舉運動ノ期日ノ告示アリタル後直ニ前二項ノ規定ニ依ル選舉委員ノ定數ヲ告示スヘシ（昭和十年七月勅令第百七十五號本條改正）

（昭和十一年七月  
勅令第百七十五號改正）

**第二十九條** 選舉委員ハ議員候補者一人ニ付議員ノ定數（選舉區アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ配當議員數）ヲ以テ選舉人名簿（選舉區アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ配當議員數）ヲ以テ選舉人名簿（選舉區アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ選舉人名簿）確定ノ日ニ於テ之ニ登

## 附錄 市制及關係法令

テハ當該選舉區ノ選舉人名簿)ヲ以テ

定ノ日ニ於テ之ニ登録セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數千以上

ナルトキハ十二人ヲ、千未滿ナルトキハ八人ヲ超フルコトヲ得ス

前條第二項及第三項ノ規定ハ選舉運動ノ爲使用スル労務者ニ之ヲ準用ス(昭和十七年七月改正)

第三十一條 選舉運動ノ費用ハ議員候補者一人ニ付左ノ各號ノ額ヲ超ルコトヲ得ス

一 議員ノ定數(選舉區アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ配當議員數)ヲ以テ

アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ選舉人名簿)確定ノ日ニ於テ之ニ登錄セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル額(同上本號

數)ヲ以テ選舉人名簿(選舉區アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ選舉人名簿)確定ノ日ニ於テ之ニ登錄セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ三十錢ニ乘シテ

得タル額但シ三百圓未滿ナルモノハ三百圓トス(昭和十年七月勅令第百七十五號本號改正)

二 選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉フ行フ場合ニ於テハ議員ノ定數(選舉區アル場合ニ於テハ當

シテ得タル數ヲ三十錢ニ乘シテ得タル額但シ三百圓未滿ナルモノハ三百圓トス(昭和十年七月勅令第百七十五號本號改正)

三 市制第二十二條第四項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フ場合ニ於テハ前號ノ規定ニ準シテ算出シタル額但シ府縣知事(東京府ニ於テハ警視總監)必要アリト認ム

トキハ之ヲ減額スルコトヲ得シ

府縣知事(東京府ニ於テハ警視總監)ハ選舉ノ期日ノ告示アリタル後直ニ前項ノ規定ニ依ル額ヲ告示スヘシ

トキハ之ヲ減額スルコトヲ得シ

アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ選舉人名簿)確定ノ日ニ於テ之ニ登錄セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ三十錢ニ乘シテ得タル額但シ三百圓未滿ナルモノハ三百圓トス(昭和十年七月勅令第百七十五號本號改正)

四 市制第二十二條第四項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フ場合ニ於テハ前號ノ規定ニ準シテ算出シタル額但シ府縣知事(東京府ニ於テハ警視總監)必要アリト認ム

トキハ之ヲ減額スルコトヲ得シ

府縣知事(東京府ニ於テハ警視總監)ハ選舉ノ期日ノ告示アリタル後直ニ前項ノ規定ニ依ル額ヲ告示スヘシ

トキハ之ヲ減額スルコトヲ得シ

アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ選舉人名簿)確定ノ日ニ於テ之ニ登錄セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ三十錢ニ乘シテ得タル額但シ三百圓未滿ナルモノハ三百圓トス(昭和十年七月勅令第百七十五號本號改正)

五 市制第二十二條第四項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フ場合ニ於テハ前號ノ規定ニ準シテ算出シタル額但シ府縣知事(東京府ニ於テハ警視總監)必要アリト認ム

トキハ之ヲ減額スルコトヲ得シ

アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ選舉人名簿)確定ノ日ニ於テ之ニ登錄セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ三十錢ニ乘シテ得タル額但シ三百圓未滿ナルモノハ三百圓トス(昭和十年七月勅令第百七十五號本號改正)

六 市制第二十二條第四項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フ場合ニ於テハ前號ノ規定ニ準シテ算出シタル額但シ府縣知事(東京府ニ於テハ警視總監)必要アリト認ム

トキハ之ヲ減額スルコトヲ得シ

アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ選舉人名簿)確定ノ日ニ於テ之ニ登錄セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ三十錢ニ乘シテ得タル額但シ三百圓未滿ナルモノハ三百圓トス(昭和十年七月勅令第百七十五號本號改正)

七 市制第二十二條第四項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フ場合ニ於テハ前號ノ規定ニ準シテ算出シタル額但シ府縣知事(東京府ニ於テハ警視總監)必要アリト認ム

トキハ之ヲ減額スルコトヲ得シ

アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ選舉人名簿)確定ノ日ニ於テ之ニ登錄セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ三十錢ニ乘シテ得タル額但シ三百圓未滿ナルモノハ三百圓トス(昭和十年七月勅令第百七十五號本號改正)

八 市制第二十二條第四項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フ場合ニ於テハ前號ノ規定ニ準シテ算出シタル額但シ府縣知事(東京府ニ於テハ警視總監)必要アリト認ム

トキハ之ヲ減額スルコトヲ得シ

アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ選舉人名簿)確定ノ日ニ於テ之ニ登錄セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ三十錢ニ乘シテ得タル額但シ三百圓未滿ナルモノハ三百圓トス(昭和十年七月勅令第百七十五號本號改正)

九 市制第二十二條第四項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フ場合ニ於テハ前號ノ規定ニ準シテ算出シタル額但シ府縣知事(東京府ニ於テハ警視總監)必要アリト認ム

トキハ之ヲ減額スルコトヲ得シ

アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ選舉人名簿)確定ノ日ニ於テ之ニ登錄セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ三十錢ニ乘シテ得タル額但シ三百圓未滿ナルモノハ三百圓トス(昭和十年七月勅令第百七十五號本號改正)

## 四二

議員選舉ニ之ヲ準用ス(昭和十年七月勅令百七十五號本條改正)

第五章 市町村吏員ノ賠償

責任及身元保證

屬スル現金、證券其ノ他ノ財産ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ市町村ハ期間ヲ指定シ其ノ損害ヲ賠償セシムヘシ但シ避クヘカラサル事故ニ原因シタルトキ又ハ他ノ者ノ使用ニ供シタル場合ニ於テ合規ノ監督ヲ怠ラサリシトキハ市町村ハ其ノ賠償ノ責任ヲ免除スヘシ

第三十四條 収入役、副収入役若ハ

収入役代理者又ハ収入役ノ事務ヲ兼掌スル町村長若ハ助役市町制第百三十九條第二項又ハ町村制第百十九條第二項ノ規定ニ違反シテ支出

ノ爲シタルトキハ市町村ハ期間ヲ指定シシニ因リテ生シタル損害ヲ賠償セシムヘシ區收入役、區副收

入役又ハ區收入役代理者ニ付亦同シ

第三十五條 市町村吏員其ノ執務上

條ノ規定ニ依リ水利地益稅ヲ課シ若ハ同法第七十九條ノ規定ニ依リ

共同施設稅ヲ課スルトキハ同一事件ニ關シ分擔金ヲ徵收スルコトヲ得ス(同上)

分擔金ノ徵收ヲ受クル者ノ範圍及

其ノ徵收方法ハ市町村ニ於テ之ヲ定ム(同上)

第四十一條乃至第五十八條 刪除

(昭和十五年四月改正)

第五十七章 市町村ノ監督

一 市町村會議員ノ定數増減ニ關

大臣ノ許可ヲ受クヘシ(昭和四年六月勅令第百八十六號改正)

市町村會議員ノ定數左ニ掲タル事件ハ内務

大臣ノ許可ヲ受クヘシ(昭和四年六月勅令第百八十六號改正)

市町村會議員ノ定數増減ニ關スル條例

ヲ設ケ又ハ改正スルコト

リタルニ因ル町村會議員ノ定數

増減ニ關スル條例ヲ除ク)ヲ設

ケ又ハ改正スルコト

二 市會議員選舉區ニ關スル條例

ヲ設ケ又ハ改正スルコト

リタルニ因ル町村會議員ノ定數

増減ニ關スル條例ヲ除ク)ヲ設

定ニ依リ議長及其ノ代理者ヲ置

タコトニ關スル條例ヲ設クルコ

#### 附錄 市制及關係法令

##### 四 名譽職市長又ハ市參與ヲ置ク

コトニ關スル條例ヲ設ケ又ハ改  
正スルコト

##### 第五十九條ノ二 左ニ掲タル事件ハ

内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ク  
ヘシ（昭和四年六月勅令第百八十一  
號追加、昭和八年十月勅令第二  
百八十六號改正）

##### 一 水道（大正十年勅令第三百三

十一條第一號ニ該當スルモノヲ  
除ク）、下水道、電氣、瓦斯、鐵  
道、軌道及自動車站ニ中央卸賣

市場法ニ依ル市場ノ使用料ニ關  
スルコト（昭和十四年二月勅令  
第三十四號改正）

##### 二 据置期間ヲ通シ償還期限二年

度ヲ超ユル市町村債及借入ノ翌  
年度ニ於テ借入金ヲ以テ償還ス  
ル市町村債ニ關スルコト（昭和  
八年十月勅令第二百八十六號改  
正）

##### 前項第二號ニ掲タルモニ付テハ前項ノ規定

ニ掲タルモノニ付テハ前項ノ規定

##### 四 ト

立金額等ニ關スル條例ヲ設ケ又  
ハ改廢スルコト（同上）

##### 六 市町村稅ニ關スル條例（地方

稅法第二十一條第二項、及第三

項第二十三條第一項並ニ第六十

五條第二項ノ條例ヲ除ク）ヲ設

ケ又ハ改廢スルコト但シ地方稅  
法及地方稅法施行令ニ依リ監督  
官廳ノ許可ヲ要スル事項ニ關ス

ルトキハ此ノ限ニ在ラス（昭和  
十五年四月勅令第二百三十四號  
改正）

八 三年度ヲ超エサル繼續費ヲ定  
メ又ハ其ノ年期内ニ於テ之ヲ變  
更スルコト

九 繼續費ヲ減額スルコト

一〇 市町村債ノ借入額ヲ減少シ  
又ハ利息ノ定率ヲ低減スルコト  
(昭和四年六月勅令第百八十六號  
加)

##### 五 適用セス

（同上追加勅令第百三十四號改正）

##### 一 傳染病豫防費又ハ急施ヲ要ス

ル災害復舊工事費ニ充ツル爲借

##### 入ル市町村債

小學校舍ノ建築、増築、改築

##### 三 前二號ニ掲タル市町村債ノ起

債ノ方法利息ノ定率又ハ償還方

##### 法ノ變更

超エサルモノノ

##### 四 市町村債又ハ市町村債ノ起債

ノ方法、利息ノ定率若ハ償還方

##### 法ノ變更ニシテ内務大臣及大藏

大臣ノ指定スルモノ

##### 五 許可ヲ受クルコトヲ要セス

（昭和四年六月  
勅令第百三十六號改正）

##### 二 所屬未定地ヲ市町村又ハ市制

第六條ノ市ノ區ノ區域ニ編入ス

##### 三 公告式、印鑑、書類送達、諸

證明、市町村ノ一部ノ區會又ハ

##### 四 公會堂、公園、水族館、動物

園、植物園、鍛泉、浴場、共同

##### 宿泊所、消毒所、產婆、胞衣及

產穢物燒却場、幼兒保育場、商

##### 五 採取場、農具ノ管理及使用竝ニ

殺蛹乾燥場、種畜、牛馬種付所

##### 六 改廢スルコト（同上）

改廢スルコト（同上）

##### 七 手數料、加入金、延滞金及積

及其ノ起債ノ方法利息ノ定率又  
ハ償還方法ヲ變更スルコト（同  
上追加）

##### 八 市町村債ニ關スル條例ヲ設

ケ又ハ改廢スルコト（昭和四年  
六月勅令第百八十六號追加、昭  
和八年十月勅令第二百八十六號  
改正）

##### 九 第六十二條 市制第六條ノ市ノ區

府縣知事ハ市會ノ意見

##### 十 第六十三條 區會議員ノ選舉權ヲ有

スル市公民ハ區會議員ノ被選舉

##### 十一 第六十四條 公民ハ總體區會議員ノ選舉權ヲ有

ス但シ公民權停止中ノ者又ハ市制

##### 十二 第六十五條 在職ノ檢事、警察官吏及收稅官吏

ハ被選舉權ヲ有セス

##### 十三 第六十六條 選舉事務ニ關係アル官吏及市ノ有

附錄 市制及關係法令

四六

給吏員へ其ノ關係區域内ニ於テ被選舉權ヲ有セス  
市ノ有給ノ吏員教員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノ者ハ其ノ所屬區ノ區會議員ト相兼ヌルコトヲ得スト  
**第六十四條** 區會議員ハ市ノ名譽職議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス  
議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲解任ヲ要スル者アルトキハ區長抽籤シテ之ヲ定ム但シ閑員アルトキハ其ノ閑員ヲ以テ之ニ充ツヘシ前項但書ノ場合ニ於テ閑員ノ數解任ヲ要スル者ノ數ニ滿チサルトキハ其ノ不足ノ員數ニ付區長抽籤シテ解任スヘキ者フ定メ閑員ノ數解任ヲ要スル者ノ數ヲ超ユルトキハ解任ヲ要スル者ニ充ツヘキ閑員ハ最モ先ニ閑員ト爲リタル者ヨリ順次之ニ充テ閑員ト爲リタル時シキトキハ區長抽籤シテ之ヲ定ム  
議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲新選舉セラレタル議員ハ總選舉ニ

了ノ日迄在任ス  
**第六十五條** 區會ノ組織及區會議員ノ選舉ニ關シテハ前數條ニ定ムルモノノ外市制第十三條、第十七條及第二十條乃至第三十九條、第三章及第四章ノ規定ヲ準用ス但シ市制第十三條第四項ノ規定ノ準用ニ依ル市條例ノ設定ニ付テハ市ハ區會ノ意見ヲ徵スヘク、市制第三十二條及第三十四條ノ規定ノ準用ニ依ル報告ハ市長ヲ經テ之ヲ爲スヘシ（昭和十年七月勅令第百七十五號本條改正）  
**第六十六條** 削除（昭和十年七月勅令第百七十五號）  
**第六十七條** 區會ノ職務權限ニ關シテハ市會ノ職務權限ニ關スル規定ヲ準用ス  
區長ト區會トノ關係ニ付テハ市長ト市會トノ關係ニ關スル規定及市制第九十二條ノ規定ヲ準用ス  
**第六十八條** 區會ヲ設ケサル區ニ於

百四十三條並ニ本令第一條乃至第四條ノ規定ヲ準用ス但シ第三十條第三項中市參事會トアルハ區會、第一百四十一條第二項中名譽職參事會員トアルハ區會議員トス（昭和十五年四月勅令第二百三十四號改正）  
前項ノ規定ニ依リ市制第百三十一條第一項ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テハ市ハ區會ノ意見ヲ徵シ市條例ヲ定メ區ノシテ手數料ヲ徵收セシムコトヲ得  
**第七十二条** 區ノ監督ニ付テハ市ノ監督ニ關スル規定ヲ準用ス  
**第九章 雜則**

八町村條例ニ準スヘキモノニ適用ス  
北海道二級町村ノ區域ノ境界ニ涉及ノ設置又ハ境界變更アリタル場合ニ於テ新ニ市ノ區域ニ屬シタル地域ニ關シ必要ナル選舉人名簿ハ其ノ地域ノ新ニ屬シタル市ノ市長之ヲ調製スヘシ（昭和三年十一月勅令第二百六十號追加）  
前項ノ選舉人名簿ニ關シ市制第二十一條乃至第二十一條ノ五ニ規定スル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ北海道廳長官ニ於テ其ノ期日又ハ期間ヲ定ムヘシ但シ其ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確定迄其ノ効力ヲ有ス（同上）  
前項ノ規定ニ依リ期日又ハ期間ヲ定メタルトキハ北海道廳長官ハ直ニ之ヲ告示スヘシ（同上）  
市ノ區域ノ境界ニ涉リ北海道二級町村ノ設置又ハ境界變更アリタル場合ニ於テハ市長ハ其ノ市ニ於ケル選舉人名簿中新ニ町村ノ區域ニ

テハ區會ノ職務ハ市會之ヲ行フ  
了ノ日迄在任ス  
**第六十九條** 市ハ區會ノ意見ヲ徵シ區ノ營造物ニ關シ市條例又ハ市規則ヲ設クルコトヲ得  
市制第百二十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
區ハ前二項ノ市條例ノ定ムル所ニ依リ區ノ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收シ又ハ過料ヲ科スルコトヲ得  
前項ノ支出ハ區ノ財產ヨリ生スル收入、使用料其ノ他法令ニ依リ區ニ屬スル收入ヲ以テ之ニ充テ仍テ不足アルトキハ市ハ市費ヲ以テ之ニ充ツヘシ（昭和十五年四月勅令第二百三十四號改正）  
**第七十條** 區ハ其ノ財產及營造物ニ關シ必要ナル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ  
前項ノ支出ハ區ノ財產ヨリ生スル收入、使用料其ノ他法令ニ依リ區ニ屬スル收入ヲ以テ之ニ充テ仍テ不足アルトキハ市ハ市費ヲ以テ之ニ充ツヘシ（昭和十五年四月勅令第二百三十四號改正）  
**第七十一條** 前數條ニ定ムルモノノ外區ニ關シテハ市制第百十四條、第百十五條、第百三十條、第百三十一條、第一項、第二項、第四項乃至第九項及第百三十三條乃至第

附錄一  
市帶刀關伊法子

大正十五年市制中改正法律又ハ同年  
町村制中改正法律中選舉ニ關スル規  
定ノ施行セラレタル市町村及未タ施  
行セラレサル市町村ノ區域ノ境界ニ  
涉リ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更  
アリタル場合ニ於テ右選舉ニ關スル  
規定ノ施行セラレサリシ市町村ノ區  
域ニ屬シタル地域ニ關シ必要ナル選  
舉人名簿ヘ其ノ地域ノ新ニ屬シタル  
市町村ノ市町村長之ヲ調製スヘシ、  
此ノ場合ニ於テハ大正十五年市制中  
改正法律附則第二項又ハ同年町村制  
中改正法律附則第四項ノ例ニヨル  
明治四十四年勅令第二百四十五號第  
四條又ハ大正九年勅令第二百六十八號  
第四條ノ規定ニ依リ爲シタル決定又  
ハ裁決ニ對スル訴願又ハ訴訟ノ提起  
期間ハ決定又ハ裁決アリタル日ノ翌  
日ヨリ之ヲ起算ス

從前市町村長ニ爲シタル申請ニシテ  
大正十五年六月三十日迄ニ市參事會  
又ハ町村會ノ決定ニ付セラレサルモ  
ノニ付テハ第五十七條第二項ノ期間  
ハ同年七月一日ヨリ之ヲ起算ス

從前市參事會若ハ町村會ノ決定ニ付セラレタル申請又ハ府縣參事會ニ於テ受理シタル訴願ニシテ大正十五年六月三十日迄ニ決定又ハ裁決ナキモノニ付テハ第三十六條第三項並ニ第五十七條第二項及第六項ノ期間ハ同年七月一日ヨリ之ヲ起算ス  
本令ニ依リ初メテ區會議員ヲ選舉スル場合ニ於テ必要ナル選舉人名簿ニ關シ市制第二十一條乃至第二十一條ノ五ノ規定ノ準用ニ依ル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ命令ヲ以テ別ニ其ノ期日又ハ期間ヲ定ム但シ其ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確定迄其ノ效力ヲ有ス  
本令中公民權及議員選舉ニ關スル規定施行ノ際大正十五年府縣制中改正法律中議員選舉ニ關スル規定若ハ同年市制中改正法律中公民權及議員選舉ニ關スル規定又ハ同年勅令第三號衆議院議員選舉法施行令未タ施行セラレサル場合ニ於テハ本令ノ適用ニ付テハ同規定又ハ同令ハ既ニ施行セラレタルモノト看做ス

**附 則** (昭和二年三月勅令第三十八號)  
本令ハ昭和二年度分ヨリ之ヲ適用ス  
**附 則** (昭和三年十一月勅令第二百六十號)  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和二年勅令第二百六十九號北海道  
一級町村制中公民權及議員選舉ニ關  
スル規定ノ未タ施行セラレサル一級  
町村ノ區域ノ境界ニ涉リ市ノ設置又  
ハ境界變更アリタル場合ニ於テ其ノ  
異動アリタル地域ニ係ル市會議員選  
舉人名簿ニ付テハ第七十四條第二項  
乃至第五項ノ例ニ依ル  
行ス

**附 則** (昭和四年六月勅令第二百十二號)  
本令ハ昭和六年度分ヨリ之ヲ適用ス  
**附 則** (昭和八年十月勅令第二百八十六號)  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
**附 則** (昭和十年七月勅令第二百八十六號)  
本令中公民權及議員選舉ニ關スル規  
定ハ次ノ總選舉ヨリ其ノ他ノ規定ハ

(大正十五年六月二十四  
内務省令第十九)

同同同同同同同  
和  
三十九六五四四三  
年年年年年年年  
一七八七八五六一  
月月月月月月月  
同同同同同同同  
內務省令第  
三十二二二二一  
三十六一一一九  
歲貢課稅課稅課

同十五年四月同 第十二號

昭和十年市制中改正法律又ハ同年町  
ニ關スル規定ノ施行セラレタル市町  
村ト其ノ未タ施行セラレサル市町村  
トノ區域ノ境界ニ涉リ市町村ノ廢置  
分合又ハ境界變更アリタル場合ニ於  
テ其ノ廢置分合又ハ境界變更ニ係ル  
地域ニ關シ必要ナル選舉人名簿ニ關  
シテハ内務大臣ノ定ムル所ニ依ル  
昭和九年勅令第三百二十五號ハ本令  
ノ適用ニ付テハ本令ノ施行ト同時ニ  
施行セラレタルモノト看做ス  
本令ニ依リ初テ市制第六條ノ市ノ區  
ノ區會議員ヲ選舉スル場合ニ於テ必  
要ナル選舉人名簿ニ關シテハ内務大  
臣ニ於テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ  
得但シ其ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉人  
名簿確定迄其ノ效力ヲ有ス  
本令ノ施行セラレタル市制第六條ノ  
市ノ區ト其ノ未タ施行セラレサル同  
條ノ市ノ區ト其ノ未タ施行セラレタル同

總ニ關シテハ内務大臣ノ定ムル所ニ  
依ル  
昭和十年市制中改正法律中公民權及  
議員選舉ニ關スル規定及本令中公民  
權及市町村會議員選舉ニ關スル規定  
ハ市制第六條ノ市ノ區ノ區會議員選  
舉ニ關スル規定ノ適用ニ付テハ本令  
中區會議員選舉ニ關スル規定ノ施行  
ト同時ニ施行セラレタルモノト看做  
ス

**附 則**

(昭和十四年二月)  
(勅令第三十四號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

**附 則**

(昭和十五年四月)  
(勅令第二百三十四號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ  
昭和十四年度分以前ノ市町村稅及昭  
和十五年三月三十一日以前ニ徵收ノ  
告知アリタル使用料ニ關シテハ仍從  
前ノ規定ニ依ル此ノ場合ニ於テ地方  
稅法ニ別段ノ規定アルモノニ付テハ  
其ノ規定ニ依レ

市制町村制施行規則

阿爾及利亞傳

又

ハ數市區町村ノ全部ノ區域ヲ他ノ市區町村ノ區域ニ編入シタル場合ニ於テハ關係市區町村ノ人口又ハ之ヲ集計シタルモノ  
二 前號以外ノ場合ニ於テハ當該市區町村ノ人口ノ廢置分合又ハ  
縣知事ノ調查シタル人口ニ按分  
境界アリタル日ノ現在ニ依リ府  
シテ算出シタル當該地域ノ人口  
又ハ其ノ人口ヲ集計シタルモノ  
又ハ其ノ人口ヲ關係市區町村ノ  
人口ニ加算シ若ハ關係市區町村  
ノ人口ヨリ控除シタルモノ  
ノ所屬未定地ヲ市區町村ニ編入  
シタルトキハ編入ノ日ノ現在ニ  
依リ府縣知事ノ調查シタル其ノ  
地域ノ人口ヲ關係市區町村ノ人  
口ニ加算シタルモノ  
四 前三號ノ規定ニ依ル人口ノ告  
示アリタル日以後ニ於テ市區町  
村ノ廢置分合若ハ境界變更又ハ  
所屬未定地編入前ノ日ニ屬スル  
最近ノ人口ヲ内閣ニ於テ官報ヲ  
以テ公示アリタルトキハ更ニ其

ノ公示ニ係ル人口ヲ基礎トシ前  
三項ノ規定ニ依リ算出シタルモノ  
ノ  
前項ノ規定ハ市區町村ノ境界確定  
シタル場合ニ之ヲ準用ス  
前三項ノ人口中ニハ監獄内ニ在リ  
タル人員ヲ含マス  
**第二條** 市町村長（市制第六條ノ市  
ニ於テハ區長）投票立會人（又ハ  
開票立會人）ヲ選任シタルトキハ  
直ニ之ヲ投票分會長（又ハ開票分  
會長）ニ通知スヘシ  
**第三條** 市町村長（市制第六條ノ市  
ニ於テハ區長）必要アリト認ムル  
トキハ選舉會場入場券（又ハ投票  
分會場入場券）ヲ交付スルコトヲ  
得（昭和四年一月内務省令第一號  
改正）  
選舉長（又ハ投票分會長）必要ア  
リト認ムルトキハ到著番號札ヲ選  
舉人ニ交付スルコトヲ得  
**第四條** 投票記載ノ場所ハ選舉人ノ  
投票ヲ覗ヒ又ハ投票ノ交換其ノ他  
不正ノ手段ヲ用フルコト能ハサラ  
シムル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ

**第五條** 投票函ハ二重ノ蓋ヲ造リ各別ニ鎖鑰ヲ設クヘシ

**第六條** 選舉長（又ハ投票分會長）ハ投票ヲ爲サシムルニ先チ選舉會場（又ハ投票分會場）ニ參會シタル選舉人ノ面前ニ於テ投票函ヲ開キ其ノ空虚ナルコトヲ示シタル後内蓋ヲ鎖スヘシ

**第七條** 選舉長（又ハ投票分會長）ハ選舉立會人（又ハ投票立會人）ノ面前ニ於テ選舉人ヲ選舉人名簿（又ハ選舉人名簿ノ抄本）ニ對照シタル後投票用紙（假ニ投票ヲ爲サシムヘキ選舉人ニ對シテ併セテ封筒）ヲ交付スヘシ

**第八條** 選舉人誤リテ投票ノ用紙又ハ封筒ヲ汚損シタルトキハ其ノ引換ヲ請求スルコトヲ得

**第九條** 投票ハ選舉長（又ハ投票分會長）及選舉立會人（又ハ投票立會人）ノ面前ニ於テ選舉人自ラ之ヲ投函スヘシ

**第十條** 選舉人選舉前選舉會場（又ハ投票分會場）外ニ退出シ又ハ退

(又ハ投票分會長)ハ投票用紙(交付シタル封筒アルトキハ併セテ封筒)ヲ返付セシムヘシ

**第十一條** 投票ヲ終リタルトキハ選舉長(又ハ投票分會長)ハ投票函ノ内蓋ノ投票口及外蓋ヲ鎖シ其ノ内蓋ノ鑰ハ選舉立會人(投票分會ニ於テハ投票函ヲ送致スヘキ投票立會人)之ヲ保管シ外蓋ノ鑰ハ選舉長(又ハ投票分會長)之ヲ保管スヘシ

**第十二條** 投票函ハ其ノ閉鎖後選舉長(又ハ開票分會長)ニ送致ノ爲ノ外之ヲ會場外ニ搬出スルコトヲ得ス

**第十三條** 投票ヲ點檢スルトキハ選舉長ハ選舉會ノ事務ニ從事スル者二人ヲシテ各別ニ同一議員候補者又ハ同一被選舉人ノ得票數ヲ計算セシムヘシ(昭和十年七月内務省令第三十九號本號改正)

**第十四條** 前條ノ計算終リタルトキハ選舉長ハ各議員候補者又ハ各被

選舉人ノ得票數ヲ朗讀スヘシ（同上本條改正）

**第十五條** 前二條ノ規定ハ開票分會ヲ設ケタル場合ニ於ケル開票ニ之ヲ準用ス

開票分會ヲ設ケタル場合ニ於テハ選舉長ハ自ラ開票ヲ行ヒタル部分ニ付各議員候補者又ハ各被選舉人ノ得票數ヲ朗讀シタル後開票分會毎ニ各議員候補者又ハ各被選舉人ノ得票數ヲ朗讀シ終リニ各議員候補者又ハ各被選舉人ノ得票數ヲ朗讀スヘシ（同上本項改正）

**第十六條** 選舉長（又ハ開票分會長）ハ投票ノ有效無效ヲ區別シ各之ヲ封筒ニ入レ二人以上ノ選舉立會人（又ハ開票立會人）ト共ニ封印ヲ施スヘシ

受理スヘカラスト決定シタル投票ハ其ノ封筒ヲ開被セス前項ノ例ニ依リ封印ヲ施スヘシ

**第十七條** 市會議員選舉ニ關スル議員候補者ノ届出又ハ推薦届出ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ議員候補者タル

ヘキ者ノ氏名、職業、住所及生年  
月日（推薦届出ノ場合ニ於テハ併  
セテ推薦届出者ノ氏名、住所及生年  
月日）ヲ記載シ且市制二十二條  
ノ三第一項ノ供託ヲ爲シタルコト  
ヲ證スヘキ書面ヲ添附スヘシ  
（昭和十九年七月内閣省令第三十九號本條改正）

議員候補者タルコトヲ辭スルコト  
ノ届出ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ  
被選舉權ヲ有セサルニ至リタル爲  
選舉ノ期日前十日以内ニ議員候補  
者タルコトヲ辭スル場合ニ於テハ  
其ノ事由ヲ記載スヘシ

**第十八條** 市會議員選舉ニ付開票分  
會ヲ設ケタルトキハ市長（市制第  
六條ノ市ニ於テハ區長）ハ豫メ議  
員候補者ノ氏名、職業、住所、生  
年月日其ノ他必要ナル事項ヲ當該  
開票分會長ニ通知スヘシ議員候補  
者議員候補者タルコトヲ辭シタル  
トキ又ハ其ノ死亡シタルコトヲ知  
リタルトキ亦同シ（同上本條改正）  
**第十八條ノ二** 市會議員選舉ニ關ス  
ル議員候補者ノ届出若ハ推薦届出

又ハ議員候補者タルコトヲ辭スル  
コトノ届出ヲ受理シタルトキハ市  
長(市制第六條ノ市ニ於テハ區長)  
ハ直ニ其ノ受理ノ年月日時ヲ届出

書ノ餘白ニ記載スヘシ(同上本條  
追加)

**第十八條ノ三** 市會議員選舉ニ於ケ  
ル議員候補者選舉ノ期日前十一日  
迄ニ議員候補者タルコトヲ辭シタ  
ルトキ、選舉ノ期日ニ於ケル投票  
時間開始迄ニ死亡シタルトキ若ハ  
被選舉權ヲ有セサルニ至リタル爲  
議員候補者タルコトヲ辭シタルト  
キ又ハ選舉ノ全部無効ト爲リタル  
トキハ直ニ市制第二十二條ノ第三  
項ノ供託物ノ還付ヲ請求スルコ  
トヲ得

議員候補者ノ得票數市制第二十二

條ノ三第二項ノ規定ニ該當セサル  
モノナルトキ又ハ議員候補者同法

第三十條ノ三ノ規定ノ適用ヲ受ケ

タルモノナルトキハ其ノ選舉及當  
選ノ效力確定後直ニ同法第法第二

十二條ノ三第一項ノ供託物ノ還付

ヲ請求スルコトヲ得(同上)

且本人ノ承諾書ヲ添附スヘシ(同  
上)

ノ氏名、住所及生年月日ヲ記載シ  
ル立會人タルヘキ者ノ届出ハ文書  
ヲ以テ之ヲ爲シ立會人タルヘキ者

ノ氏名、住所及生年月日ヲ記載シ  
且本人ノ承諾書ヲ添附スヘシ(同  
上)

ノ氏名、住所及生年月日ヲ記載シ  
且本人ノ承諾書ヲ添附スヘシ(同  
上)

ヲ請求スルコトヲ得(同上)

ノ氏名、住所及生年月日ヲ記載シ  
且本人ノ承諾書ヲ添附スヘシ(同  
上)

書ハ別記様式ニ依リ之ヲ調製ス  
於テハ前任者ハ退職ノ日ヨリ十日  
以内ニ其ノ擔任スル事務ヲ後任者  
ニ引繼クヘシ、此ノ場合ニ於テ  
ハ助役ハ後任者ニ引繼クヘシトヲ得  
ルニ至リタルトキハ直ニ後任者ニ  
引繼クヘシ

前項引繼ノ場合ニ於テハ書類帳簿  
及財產ノ目錄ヲ調製シ處分未済若  
ハ未署手又ハ將來企畫スヘキ見込  
ノ事項ニ付テハ其ノ順序方法及意  
見ヲ記載スルコトヲ要ス

**第十四條** 助役退職ノ場合ニ於テ  
ハ其ノ分掌事務アルトキハ之ヲ市町  
村長ニ引繼クヘシ

前條ノ規定ハ前項ノ事務引繼ニ之  
ヲ準用ス

**第十五條** 収入役更送ノ場合ニ於  
テハ前任者ハ退職ノ日ヨリ十日以

下ノ過料ヲ科スルコトヲ得、其  
ノ故ナク引繼フ遷延シタルカ爲市  
町村長ニ於テ期日ヲ指定シテ催告  
ヲ爲シ仍之ニ應セサル者ニ付亦同  
シ

第三十二條 第二十三條乃至前條ニ  
知事之ヲ定ム

**第三章 市町村ノ財務**

第三十三條 市町村稅其ノ他一切ノ  
規定期モノノ外市町村吏員ノ事  
務引繼ニ關シ必要ナル事項ハ府縣

トシ歲入歲出ハ豫算ニ編入スヘシ  
各年度ニ於テ決定シタ

町村長ニ於テ期日ヲ指定シテ催告  
ヲ爲シ仍之ニ應セサル者ニ付亦同  
シ

第三十四條 各年度ニ於テ決定シタ  
歲入ヲ以テ他ノ年度ニ屬スヘキ一  
年又ニ充ツルコトヲ得ス

第三十五條 歲入ノ所屬年度ハ左ノ  
區分ニ依ル

内ニ其ノ擔任スル事務ヲ後任者ニ  
引繼クヘシ、後任者ニ引繼クコト  
ヲ得サル事情アルトキハ之ヲ副收  
入役又ハ收入役代理者ニ引繼クヘ  
シ、此ノ場合ニ於テハ副收入役又  
ハ收入役代理者ハ後任者ニ引繼ク  
コトヲ得ルニ至リタルトキハ直ニ  
之ヲ後任者ニ引繼クヘシ  
前項引繼ノ場合ニ於テハ現金書類  
帳簿其ノ他ノ物件ニ付テハ各目錄  
ヲ調製シ仍現金ニ付テハ各帳簿ニ  
对照シタル明細書ヲ添付シ帳簿ニ  
付テハ事務引繼ノ日ニ於テ最終記  
帳ノ次ニ合計高及年月日ヲ記入シ  
且引繼ヲ爲ス者及引繼ヲ受ク者  
之ニ連署スヘシ

**第二十六條** 副收入役退職ノ場合ニ  
於テハ其ノ分掌事務アルトキハ之ヲ  
收入役ニ引繼クヘシ

第二十七條 第二十三條第二項、第二  
二十四條第二項、第二十五條第二  
項及前條第二項ノ規定ニ依リ調製

之ニ連署スヘシ

ノ官吏ニ引繼クヘシ、市町村ノ境  
界更アリタルトキ亦同シ

第二十三條乃至第二十七條ノ規定  
ハ前項ノ事務引繼ニ之ヲ準用ス

ノ準用ス

ノ准用ス

コトノ届出ヲ受理シタルトキハ市  
長(市制第六條ノ市ニ於テハ區長)  
ハ直ニ其ノ受理ノ年月日時ヲ届出

書ノ餘白ニ記載スヘシ(同上本條  
追加)

**第十八條ノ三** 市會議員選舉ニ於ケ  
ル議員候補者選舉ノ期日前十一日  
迄ニ議員候補者タルコトヲ辭シタ  
ルトキ、選舉ノ期日ニ於ケル投票  
時間開始迄ニ死亡シタルトキ若ハ  
被選舉權ヲ有セサルニ至リタル爲  
議員候補者タルコトヲ辭シタルト  
キ又ハ選舉ノ全部無効ト爲リタル  
トキハ直ニ市制第二十二條ノ第三  
項ノ供託物ノ還付ヲ請求スルコ  
トヲ得

議員候補者ノ得票數市制第二十二

條ノ三第二項ノ規定ニ該當セサル  
モノナルトキ又ハ議員候補者同法

第三十條ノ三ノ規定ノ適用ヲ受ケ

タルモノナルトキハ其ノ選舉及當  
選ノ效力確定後直ニ同法第法第二

十二條ノ三第一項ノ供託物ノ還付

ノ氏名、住所及生年月日ヲ記載シ  
且本人ノ承諾書ヲ添附スヘシ(同  
上)

## 附錄 市制及關係法令

五四

- 一 納期ノ一定シタル收入へ其ノ  
納期末日ノ屬スル年度
- 二 定期ニ賦課スルコトヲ得サル  
カ爲特ニ納期ヲ定メタル收入又  
ハ隨時ノ收入ニシテ徵稅令書、  
賦課令書又ハ納額告知書ヲ發ス  
ルモノハ令書又ハ告知書ヲ發シ  
タル日ノ屬スル年度
- 三 隨時ノ收入ニシテ徵稅令書、  
賦課令書又ハ納額告知書ヲ發セ  
サルモノハ領收ヲ爲シタル日ノ  
屬スル年度但シ市町村債、交付  
金、補助金、寄附金、請負金、  
償還金其ノ他之ニ類スル收入ニ  
シテ其ノ收入ヲ豫算シタル年度  
ノ出納閉鎖前ニ領收シタルモノ  
ハ其ノ豫算ノ屬スル年度
- 第四十條 賞出ノ所屬年度ハ左ノ  
區分ニ依ル
- 一 費用辨償、報酬、給料、旅費  
退職料、退職給與金、死亡給與  
金、遺族扶助料其ノ他ノ給與備  
人料ノ類ハ其ノ支給スヘキ事實  
ノ生シタル時ノ屬スル年度但シ
- 第五十一條 市町村外遠隔ノ地ニ於テ支拂  
ヲ爲ス經費
- 特別ノ必要アルトキハ前項ノ資金  
前渡ハ市町村吏員以外ノ者ニ之ヲ  
爲スコトヲ得
- 第四十二條 旅費及訴訟費用ニ付テ  
ハ概算拂ヲ爲スコトヲ得
- 第四十三條 前二條ニ掲タルモノ  
外必要アルトキハ市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ得テ資金前渡又概算拂  
ヲ爲スコトヲ得
- 第四十四條 前金支拂ニ非サレハ購  
入又ハ借入ノ契約ヲ爲シ難キモノ  
ニ付テハ前金拂ヲ爲スコトヲ得
- 第四十五條 前歲入ノ課納過納ト爲リ  
タル金額ノ拂戻ハ各之ヲ收入シタ  
ル歲入ヨリ支拂フヘシ
- 第四十六條 前歲入ノ誤拂過渡ト爲リタル金額、  
資金前渡、概算拂、前金拂及繰替  
拂ノ返納ハ各之ヲ支拂ヒタル經費  
ノ定額ニ戻スヘシ
- 第四十七條 出納閉鎖後ノ收入支出  
ハ之ヲ現年度ノ歲入歳出ト爲スヘ
- 第四十八條 歐入歲出豫算ニハ豫算  
説明ヲ附スヘシ
- 第四十九條 特別會計ニ屬スル歲入  
歲出ハ別ニ其ノ豫算ヲ調製スヘシ  
ノ會議ニ於テ之ヲ市ニ在リテハ市  
參事會ニ町村ニ在リテハ町村會ニ  
報告スヘシ（昭和五年五月内務省  
令第二十一號改正）
- 第五十条 歐入歲出豫算ハ必要ア  
ニ繼續費繰越計算書ヲ調製シ次回  
ハ市町村長ハ翌年度四月三十日迄  
ニ繼續費繰越計算書ヲ調製シ次回  
ノ會議ニ於テ之ヲ市ニ在リテハ市  
參事會ニ町村ニ在リテハ町村會ニ  
報告スヘシ（昭和五年五月内務省  
令第二十一號改正）
- 第五十一条 歐入歲出豫算ノ年期及支出方  
法ハ別記繼續費ノ年期及支出方法  
ニ依リ之ヲ調製スヘシ
- 第五十二条 豫算ハ會計年度經過後  
残額ヲ繼續年度ノ終り迄遅次繰越  
使用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ  
ハ市町村長ハ翌年度四月三十日迄  
ニ繼續費繰越計算書ヲ調製シ次回  
ノ會議ニ於テ之ヲ市ニ在リテハ市  
參事會ニ町村ニ在リテハ町村會ニ  
報告スヘシ（昭和五年五月内務省  
令第二十一號改正）
- 第五十三条 豫算ニ定メタル各款ノ  
金額ハ彼此流用スルコトヲ得ス  
豫算各項ノ金額ハ市町村會ノ議決  
ヲ經テ之ヲ流用スルコトヲ得
- 第五十四条 決算ハ豫算ト同一ノ區  
分ニ依リ之ヲ調製シ左ノ事項ノ計  
算ヲ明記シタル説明ヲ附スヘシ  
（昭和五年内務省令第二十一號改  
正）
- 第五十五条 歐入歲出豫算額  
繼續費繰越財源豫定額  
調定済歲入額  
收入濟歲入額  
不納缺損額  
歲出未済歲入額  
歲出ノ部  
歲出豫算額  
豫算決定後增加歲出額

場合ニ於テハ繰越ヲ要セス之カ支  
出ヲ爲スコトヲ得

第三十八條 市町村稅ハ徵稅令書ニ  
依リ夫役現品ハ賦課令書ニ依リ負  
擔金、使用料手數料、加入金、分

度

約ニ依リ定メタル支拂期日アル  
トキハ其ノ支拂期日ノ屬スル年度

三 市町村債ノ元利金ニシテ支拂  
期日ノ定アルモノハ其ノ支拂期  
日ノ屬スル年度

四 供進金、補助金、寄附金、負  
擔金ノ類ハ其ノ支拂ヲ豫算シタ  
ル年慶（昭和九年七月内務省令第十六號改正）

五 缺損補填ハ其ノ補填ノ決定ヲ  
爲シタル日ノ屬スル年度

六 前各號ニ掲タルモノヲ除クノ  
外ハ總テ支拂命令ヲ發シタル日  
ノ屬スル年度

第三十九條 支出ハ債主ニ對スルニ  
非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス  
（昭和十五年四月内務省令第十二號改正）

第四十條 左ノ經費ニ付テハ市町村  
吏員ヲシテ現金支拂ヲ爲サシムル  
コトヲ得

一 市町村債ノ元利支拂

二 外國ニ於テ物品ヲ購入スル爲

- 三 必要ナル經費
- 四 前條ノ拂戻金戻入金ノ出納閉鎖  
後ニ保ルモノ亦同シ
- 第五十六条 繼續費ハ毎年度ノ支拂  
額ヲ繼續年度ノ終り迄遅次繰越  
使用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ  
ハ市町村長ハ翌年度四月三十日迄  
ニ繼續費繰越計算書ヲ調製シ次回  
ノ會議ニ於テ之ヲ市ニ在リテハ市  
參事會ニ町村ニ在リテハ町村會ニ  
報告スヘシ（昭和五年五月内務省  
令第二十一號改正）
- 第五十七条 歐入歲出豫算ハ必要ア  
ニ繼續費繰越計算書ヲ調製シ次回  
ノ會議ニ於テ之ヲ市ニ在リテハ市  
參事會ニ町村ニ在リテハ町村會ニ  
報告スヘシ（昭和五年五月内務省  
令第二十一號改正）
- 第五十八条 歐入歲出豫算ニハ豫算  
説明ヲ附スヘシ
- 第五十九條 特別會計ニ屬スル歲入  
歲出ハ別ニ其ノ豫算ヲ調製スヘシ  
ノ會議ニ於テ之ヲ市ニ在リテハ市  
參事會ニ町村ニ在リテハ町村會ニ  
報告スヘシ（昭和五年五月内務省  
令第二十一號改正）
- 第六十条 市町村歲入歲出豫算ハ別  
記市町村歲入歲出豫算様式ニ依リ  
之ヲ調製スヘシ
- 第六十一条 繼續費ノ年期及支出方  
法ハ別記繼續費ノ年期及支出方法  
ニ依リ之ヲ調製シ左ノ事項ノ計  
算ヲ明記シタル説明ヲ附スヘシ  
（昭和五年内務省令第二十一號改  
正）
- 第六十二条 歐入歲出豫算額  
繼續費繰越財源豫定額  
調定済歲入額  
收入濟歲入額  
不納缺損額  
歲出未済歲入額  
歲出ノ部  
歲出豫算額  
豫算決定後增加歲出額

## 附錄 市制及關係法令

### 支出済歳出額

### 翌年度繰越額

### 不用額

第五十五條 會計年度經過後ニ至リ  
歳入ヲ以テ歳出ニ充ツルニ足ラサ  
ルトキハ府縣知事ノ許可ヲ得テ翌

年度ノ歳入ヲ繰上ケ之ニ充用スル  
コトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ充  
用ニ要スル額ヲ翌年度ノ歳入歳出  
豫算ニ編入ス（同上）

第五十六條 市ハ其ノ歳入歳出ニ屬  
スル公金ノ受拂ニ付郵便振替貯金  
ノ法ニ依ルコトヲ得

第五十七條 市町村へ現金ノ出納及  
保管ノ爲市町村金庫ヲ置クコトヲ  
得

第五十八條 金庫事務ノ取扱ヲ爲サ  
シムヘキ銀行ハ市町村會ノ議決ヲ  
經テ市町村長之ヲ定ム

第五十九條 金庫ハ收入役ノ通知ア  
ルニ非サレハ現金ノ出納ヲ爲スコ  
トヲ得ス

第六十條 金庫事務ノ取扱ヲ爲ス者  
ハ現金ノ出納保管ニ付市町村ニ對

### シテ責任ヲ有ス

第六十一條 市町村ハ金庫事務ノ取  
扱ヲ爲ス者ヨリ擔保ヲ徵スヘシ、  
其ノ種類、價格及程度ニ關シテハ  
ヲ定ム

第六十二條 金庫事務ノ取扱ヲ爲ス  
者ノ保管スル現金ハ市町村ノ歳入  
歳出ニ屬スルモノニ限り支出ニ妨  
ケナキ限度ニ於テ市町村ハ其ノ運  
用ヲ許スコトヲ得

第六十三條 収入役ハ定期及臨時ニ  
金庫ノ現金帳簿ヲ検査スヘシ

第六十四條 市町村ハ收入役ヲシテ  
其ノ保管ニ屬スル市町村歳計現金  
ヲ郵便官署又ハ銀行若ハ信託組合  
ニ預入セシムルコトヲ得

第六十五條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第六十六條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第六十七條 第二條乃至第二十二條  
ノ規定ハ市制第六條ノ市ノ區ノ區  
會議員選舉ニ之ヲ準用ス（昭和十  
年七月内務省令第三十九號本條改  
正）

第六十八條 第三十三條乃至第六十  
五條ノ規定ハ市制第六條ノ市ノ區  
會議員選舉ニ之ヲ準用ス

第六十九條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第七十條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第七十一條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第七十二條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第七十三條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第七十四條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第七十五條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第七十六條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第七十七條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第七十八條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第七十九條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第八十條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第八十一條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

### 五六

事ノ許可ヲ得テ必要ナル規定ヲ設  
クルコトヲ得

第六十六條 第三十三條乃至第五十  
五條及前條ノ規定ハ市町村ノ一部  
ニ之ヲ準用ス

第六十七條 第二條乃至第二十二條  
ノ規定ハ市制第六條ノ市ノ區ノ區  
會議員選舉ニ之ヲ準用ス（昭和十  
年七月内務省令第三十九號本條改  
正）

第六十八條 第三十三條乃至第六十  
五條ノ規定ハ市制第六條ノ市ノ區  
會議員選舉ニ之ヲ準用ス

第六十九條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第七十條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第七十一條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第七十二條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第七十三條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第七十四條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第七十五條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第七十六條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第七十七條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第七十八條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第七十九條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第八十條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第八十一條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第八十二條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第八十三條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第八十四條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第八十五條 第三十三條乃至前條ニ  
規定スルモノノ外市町村ハ府縣知  
事ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

### 附錄 市制及關係法令

### 支出済歳出額

### 翌年度繰越額

### 不用額

第五十五條 會計年度經過後ニ至リ  
歳入ヲ以テ歳出ニ充ツルニ足ラサ  
ルトキハ府縣知事ノ許可ヲ得テ翌

年度ノ歳入ヲ繰上ケ之ニ充用スル  
コトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ充  
用ニ要スル額ヲ翌年度ノ歳入歳出  
豫算ニ編入ス（同上）

第五十六條 市ハ其ノ歳入歳出ニ屬  
スル公金ノ受拂ニ付郵便振替貯金  
ノ法ニ依ルコトヲ得

第五十七條 市町村へ現金ノ出納及  
保管ノ爲市町村金庫ヲ置クコトヲ  
得

第五十八條 金庫事務ノ取扱ヲ爲サ  
シムヘキ銀行ハ市町村會ノ議決ヲ  
經テ市町村長之ヲ定ム

第五十九條 金庫ハ收入役ノ通知ア  
ルニ非サレハ現金ノ出納ヲ爲スコ  
トヲ得ス

第六十條 金庫事務ノ取扱ヲ爲ス者  
ハ現金ノ出納保管ニ付市町村ニ對

附錄 市制及關係法令

五  
j

市債ニ關スルコト但シ借入金ヲ  
以テ償還スルモノヲ除ク（同上）

三 地方稅法第五十九條但書ノ規  
定ニ依リ許可ヲ要スル事項（昭  
和十五年四月勅令第二百三十五  
號追加）

四 大正十年勅令第三百三十一號

第二號 = 規定スル水道ノ改築又ハ増築（昭和十年三月勅令第二十六號本號乃至第五條追加）  
五 不良住宅地區改良法第八條ノ規定ニ依リ住宅ノ管理方法ヲ定

**六** 公益質屋法第四條但書ノ規定  
ニ依リ同條ニ定ムル制限ヲ超エ  
ムルコト

テ貸付スルコト  
附 則

行ス  
正十一年勅令四百二十四號ハ之ニ  
止ス

附 則  
(勅令第二百三十五號)  
昭和十五年五月四日施行ス

卷之三

# 二、市政關係參考文獻一覽表



附 錄

六二

◆都市問題パンフレット

- 大都市制度論(都市問題パンフレットNo.12)  
大都市問題と市町村の統合(同 No.15)  
東京都制問題小史観(同 No.26)  
都 市 制 度 論(同 No.27)  
東京都制案要綱に就て(同 No.34)  
市制及府縣制改正要綱大意(同 No.37)

都市問題自(第一卷至第三十一卷)  
自治研究全集(自第一卷至第十六卷)

地 方 行 政  
都 市 政 研 究 阪

調 査 資 料

- 米國に於ける市政調査(市政調査資料第十三輯)  
英 國 自 治 制 度 の 特 質(同 第十四輯)  
東京都制に關する諸案(同 第十五輯)  
市政に於ける委員會制度及 支配人制度(同 第十六輯)  
英國自治制度の歴史的考察(同 第十九輯)

池田 宏、次田大三郎  
田 藤 宏  
近 池 田 宏  
操 千 一  
坂 一  
關 一  
茂 一  
秋 一  
自 治 研 究 同 人  
政 調 査 會  
間 千  
市 政 調 査 會  
市 政 調 査 會  
市 政 調 査 會  
市 政 調 査 會  
市 政 調 査 會  
帝 國 地 方 行 政 學 會  
都 市 研 究 會  
大 阪 都 市 協 會  
良 書 普 及 會

市 政 調 査 會  
市 政 調 査 會  
市 政 調 査 會  
市 政 調 査 會  
市 政 調 査 會  
帝 國 地 方 行 政 學 會  
都 市 研 究 會  
大 阪 都 市 協 會

英國現行の市制と市政(同 第二十輯)  
帝國地方行政發達史論(同 第十二輯)

◎市政の基礎知識

- 都市問題概説(市政の基礎知識第一輯)  
地方自治の沿革(同 第二輯)  
東京都制問題(同 第五輯)  
都市の人口(同 第六輯)  
市制の大要(同 第七輯)

弓 菊 池 慎 三  
亀 井 川 家 七  
猪 间 駿 一  
龜 井 川 浩 一  
猪 间 駿 一  
浩 一

同 市 政 調 査 會  
同 市 政 調 査 會  
同 市 政 調 査 會  
同 市 政 調 査 會  
同 市 政 調 査 會

(註)

政治、經濟、法律社會各方面に於ける市政研究上的一般的参考書を収載し特殊研究に屬するものは之を

省略した。

### 三、紙の仕上寸法

統一された紙形の質す構成美、用紙節約、並事務能率増進の一石三鳥を狙ひ制定された日本標準規格（昭和六年一月十日商工省告示）は本年一月一日より實施の運びとなつた。

此の規格に依れば紙形はA列とB列との二つに分れ大きさは夫々零號から十二號までに區別される。

▲A列は一平方米の大きさを零號とし其の半截を一號とする。

▲B列は一・五平方米を零號とし其の半截を一號とする。而して此の規格は書籍、雑誌のみならず便箋、雜記帳、株券、商品切手、辭令、褒狀、證書其他一般事務用品にまで及ぼされて居る。

例へば書籍の規格は▲A列4號（菊倍判）▲B列5號（四六倍判）▲A列5號（菊判）▲B列6號（四六判）A列6號（菊半截判）

の五種に事務用便箋はB列5號の一種に夫々限定されたのである。

(紙の仕上寸法)  
単位 m. m.

番號	A	B
0	841×1189	1030×1456
1	594× 841	728×1030
2	420× 594	515× 728
3	297× 420	364× 515
4	210× 297	257× 364
5	143× 210	182× 257
6	105× 148	128× 182
7	74× 105	91× 128
8	52× 74	64× 91
9	37× 52	45× 64
10	26× 37	32× 45
11	18× 26	22× 32
12	13× 18	16× 22

(註)

1. 本表ハ書籍、雑誌、證券、事務用紙、圖面、便箋等ノ仕上寸法ニ之ヲ適用ス
2. 特ニ細長キ寸法ヲ必要トスル場合ニハ長手＝半截四截等ニシタル寸法ヲ用フ
3. 複寫簿ノ如ク紙片ヲ切取ルモノニアリテハ其ノ切取ルベキ紙片ノ大キサヲ仕上寸法トス
4. 裝訂シタル書物ニアリテハ表紙ノ大キサヲ仕上寸法トス

### 事務用紙仕上寸法実施ニ就テ

1. 書簡用紙ニハ通信ニ用ヒラル、用紙ノ外一般ニ用ヒラレル算紙  
文案用紙、邦文タイプライター用紙等ヲ含ム
2. 書簡用紙ノ縦部ノ標準寸法ハ次ノ通りトス  
 イ 縦代 25—30m.m.  
 ロ 縦側ノ紙縁ヨリ縦孔中心マデノ距離 12—15m.m.  
 ハ 縦孔ノ径 5—5.5m.m.  
 ニ 縦孔ノ中心間ノ距離 80m.m.
3. 書簡用紙ノ行幅ハ約10mmトシ行數及餘白ハ適宜之ヲ定ムルヲ可トス
4. 國債、地方債、社債ノ各證券中  
利札券アルモノハ A3 B4 A4 ヲ用ヒ  
利札券ナキモノハ B5 ヲ用フ
5. 帳簿ニ在リテハ表紙ノ大キサヲ仕上寸法トス
6. ルーズリーフニ在リテハリーフノ大キサヲ仕上寸法トス
7. 領收證ニシテ控付ノモノハ領收證ノ各仕上寸法ノ外ニ控紙トシテ各仕上寸法ノ長邊三截ニ相當スルモノヲ加フ

### 事務用封筒寸法

種別	寸法					原紙ヨリ ノ裁取數
	巾	長	折返シ上	折返シ下	糊代	
角型1號	287	382	45	20	20	4
角型2號	240	332	45	20	20	5
角型3號	216	277	40	20	15	4(角型5號) ト取合)
角型4號	190	240	35	20	15	9
角型5號	142	205	35	20	12	6(角型3號) ト取合)
角型6號	120	170	—	—	—	20
角型7號	97	145	—	—	—	30
長型1號	142	332	45	20	12	9
長型2號	119	287	40	20	12	10
長型3號	94	250	30	18	12	18
長型4號	84	205	20	15	10	25

備考 本表ノ封筒ハ商工省工業品規格統一調査會ノ決定ニ係ル紙ノ  
仕上寸法(日本標準規格第92號)ニ依ル各種ノ用紙ヲ容ル、ニ  
適當ナルモノナリ

### 事務用紙仕上寸法実施ニ就テ

	A0	A1	A2	B3	A3	B4	A4	B5	A5	B6	A6
	841	594	420	364	297	257	210	182	143	128	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	1189	841	594	515	420	364	297	257	210	182	
1書簡用紙							B5				
2歐文タイプライター用紙							A4				
3雑記帳								A5	B6		
4ノートブック							A4	B5	A5	B6	
5國債、地方債、社債ノ各證券						A3	B4	A4	B5		
6帳簿(ルーズリーフヲ含)						B4	A4	B5	A5	B6	
7領收證								B5	A5	B6	A6
8計算用紙						B4	A4	B5	A5	B6	
9契約書							A4	B5			
10見積書注文書 送状、請求書							A4	B5	A5	B6	A6
11書籍							A4	B5	A5	B6	A6
12雑誌							A4	B5	A5	B6	
13辭令用紙							A4	B5			
14褒狀					B3	A3	B4	A4			
15圖畫用紙		A1	A2		A3		A4		A5		
16方眼紙		A1	A2		A3		A4				
17透寫紙	A0	A1	A2		A3		A4				
18製圖用紙	A0	A1	A2		A3		A4				

#### 備考

1. 褒狀ニハ賞狀、表彰狀、感謝狀等ト稱セラル、モノヲ含ム
2. 方眼紙ハ普通1耗目トシ其ノ算寸法ハ次ノ通りトスルヲ可トス  
 A1 ノモノニ在リテハ550mm×750mm  
 A2 ノモノニ在リテハ350mm×550mm  
 A3 ノモノニ在リテハ250mm×350mm  
 A4 ノモノニ在リテハ180mm×250mm

#### 四、印刷に就て

六八

事務上印刷を利用する場合は極めて多い。一切の事務用帳簿、傳票、圖表、統計表、宣傳文書其の他枚舉に違ない程である。従つて事務處理の正確比と能率比には印刷の知識を必要とする。

##### 印刷の種別

印刷の方法は種々あるが、原版の型式によつて三種に區別される。

##### (1) 凸版印刷

——印刷されるべき部分が突出して居る原版を用ひ、其の部分に、インキをつけ、それが紙面に移されることによつて印刷が行はれるものである。我が國に古くからある木版印刷や活版印刷はその代表的なものである。

##### (2) 凹版印刷

——印刷されるべき部分が凹んで居り、この凹みにインキが残つてそれが紙面に移されて印刷されるもので、インキは初め版面全體に塗られ夫れをナイフで拭きとることに依つて版の凹所に残るのである。代表的なものにグラビヤがある。所謂グラフと稱するものは大部分がこの印刷様式によつて居る。

##### (3) 平版印刷

——石版印刷、オフセット印刷、及コロタイプ印刷などがその代表的なものである。

(4) 活版印刷

——活版印刷では一字一字の活字を組合せその間に罫線や符號を組込んで指定の版を作りそれで印刷する。印刷し終れば版を解いて活字や符號をケースに戻し幾度も活用する。即ち活字、活版と呼ばれる所以である。版を組む爲に原稿を見ながら活字を集めることを文撰といひ、

其の活字を基とし罫線や符號をあしらつて版を組むことを組版といふ。

原稿の作り方の巧拙によつて文撰組版の能力が著しく相違するものである。完全な原稿を作るには先づ活字の種類大きさを知る必要がある。

#### 活字の話!!

今日普通に使用する合金活字は西暦一四五〇年グーテンベルヒの發明に係り我國に於ては安政年間長崎の本木昌造なる人が當時歐文印刷に用ひられたスマート・バイカといふ活字に模して漢字の鑄造を始めたのを嚆矢とする。合金活字の成分は鉛と錫とアンチモニーより成りその割合は凡そ鉛七十%錫五%アンチモニー二十五%である。

鉛は活字に延性を與へ、アンチモニーは堅さを加へ、又錫は強さを増し且つ字面を滑らかにするものである。活字の大きさは號を以てよぶのを舊號活字といひ大小九種ある。その最も大きいものを初號といひ以下一號それより小さいものに六號、七號から八號迄順次小さくなつてゐる。その大きさの關係を面積でいふと五號が七號の四倍、二號が五號の四倍となつてゐる。之に對して國際的に標準規格となつてゐるポイント制の活字がある。これは活字の大きさをポイントで表はしたもので一ポイントは七十二分の一インチである。故に九ポイントの活字は七十二分の九インチであり、九ポイントの活字を八字ならべると一インチの長さになる譯である。

# 神戸市役所

(初號)

神戸市役所 (二號)  
神戸市役所 (三號)  
神戸市役所 (四號)  
神戸市役所 (五號)  
神戸市役所 (六號)  
神戸市役所 (七號)

附錄

七〇

活字の書體 最も普通に使用されるのは明朝とゴヂツクである。とくに指定せぬ原稿は明朝で組むことになつてゐる。ゴヂツクにする文字には「ゴシ」と赤字で指定すればよい。

その他楷書、隸書、行書、宋朝、南海堂、ファンテル、丸ゴシツクなどがあるが一般の印刷所で容易に使える字體は明朝、ゴシツク、楷書、宋朝くらいである。  
いはゆる歐文活字は字數が少くて、容易に好みに應じた書體を作る事が出来るので一定した字體がないといつてよい。

神戸市役所 (角吳竹)  
神戸市役所 (楷書)  
神戸市役所 (明朝)  
神戸市役所 (宋朝)  
神戸市役所 (丸吳竹)

記號 活字のほかに印刷物を作る上に種々の記號や飾りが必要である。これを印刷所では「約物」といふ。

カッコ・と句讀點其他 ( ) 「 」 「 」 、 。 。 。 。 ○

語學の記號 , . : ; ! ?

コンマ ピリオド コロン セミコロン アポストロフィ エクスクラメリシヨン インタログラフ ショウマー

パラレル アスティリスク バラグラフ

(印刷所では俗に!をナミダ、?を耳といふ)

飾記號 □ △ ● ◎ ◆ ◇ ◉ ▲ △ \* ※ ★ :

### 罫線の種類

オモテ 罫 (本罫又ハ單柱)

ウラ 罫 (表罫ノ二倍大)

四分罫 (五號ノ四分ノ一ノ罫)

二分罫 (五號ノ二分ノ一ノ罫)

全罫 (五號全角大ノ罫線)



- 五號子持罫 (大小二條ノ五號大ノ罫) | | | |
- 兩子持罫 (左右ノ幅線ノアルモノ) | | | |
- 本ブル (波) | | | |
- ウラブル (太波又ハウラ波) | | | |
- 本リーダー (導線・表リーダ) | | | |
- 裏リーダー (太導線) | | | |
- 本二重罫 (表 双罫) | | | |
- 裏二重罫 (ウラ 双罫) | | | |

**印刷原稿の作り方** 事務用印刷物は概して罫線、符號等多く複雑であるから、原稿作成の場合、使用する活字のうち最小の活字を基とし、出来上り寸法の何倍かの大きさでキチンと活字を配列し、その原稿によつて組上げると設計通りに版が出来るやうにせねばならない。

印刷原稿には活字の種類・大小・文字間のアキ・行間のアキを各文字につき指定しておかねばならない。字間のアキを指定せぬ場合はベタ組といつて間隔なしに組む。

五號ベタ組 神戸市執務提要

五號八分アキ

神戸市執務提要

校正の話!!

五號五分アキ	神戸市執務提要
五號四分アキ	神戸市執務提要
五號三分アキ	神戸市執務提要
五號二分アキ	神戸市執務提要

印刷所で原稿によつて指定通りの組版が終ると校正刷といふものを作つて原稿と共に送つて来る。之を初校といふ。之によつて活字の誤植を正し原稿の誤記に基く缺陷を補正した上で今一度校正を見たいときは要再校と朱書して印刷所に戻し原稿は手許に残しておく。斯うして得心の行く迄三校四校と進め訂正ヶ所がなくなれば校正刷に校了と朱書して返す。訂正ヶ所が三四ヶ所しかないときは印刷所で責任をもつて校正せしめることが、この場合は責了又は責任校了と朱書して返す。校了又は責任校了となつたものは印刷にかかる譯である。

斯く校正は印刷の出来榮えに重大な影響をもたらすものであるから之に當る者は印刷活字の知識、國語の素養及び凡ゆる常識を必要とし然も校正に當つては綿密なる注意と周到なる努力とを拂ふべきで

校正は普通赤インキで行ふのが原則である。而して校正には一般に次の如き記号を使用する。即ち校正記号である。

文字を入れよ

横又は逆字を正せ

## 讀點を入れよ

人間の死

字を割れよ(縦を横に)

インテルを入れよ

注意せよ

込物を下げよ

左に移せ

右に移せ

字間をあけよ

字間を詰めよ

字を下げよ

字を繰り上げよ

字を繰り下げるよ

字を上げよ

字を繰り上げよ

字を繰り下げるよ

位置をかへよ

位置をかへよ

字句や文章を續けよ

前行に文字を送れ

後行に文字を送れ

段落にせよ

別行にせよ

消し違ひ、そのまゝでよし

組版をくづしてよし

昭和十六年五月二十日印刷  
昭和十六年五月二十四日發行

發編輯兼 神 戸 市 役 所

神戸市神戸区江戸町百貳番  
田中印刷出版株式会社

印刷者 代表者 田 中 守 一



